

「キャリア」について考える④

<発達課題>

ライフステージの各段階における心理学的特徴を述べる前に、発達課題を頭において心理的特徴をお読み下されると、理解が深まると思われますので、まず、各段階での発達課題について述べます。

発達課題とは、個人が健全で幸福に発達して行くために、各段階で達成しておかなければならない課題であり、ある社会において、全ての人がある特定の時期に達成するように期待された社会的課題（心身の機能・技術・知識・態度）ということができます。

勤労者は一般的に、青年期（中期・後期、16歳～20歳代前半）、成人期（＝成人初期・壮年期、20歳代後半～60歳代前半）、老年期（60歳以降で退職した後）を指し、それぞれの時期には、人として成熟するために必要な発達課題があります。

アメリカの教育心理学者のハヴィガーストは、各段階での発達課題を次のように提唱しています。

(1) 青年期の発達課題

- ① 概念および問題解決に必要な技能の発達
- ② 男・女の仲間とのより成熟した付き合いの達成
- ③ 行動を導く倫理体系の発達
- ④ 社会的に責任のある行動への努力
- ⑤ 変化しつつある身体の承認と効果的な身体の使用
- ⑥ 経済的に実行しうるキャリアへの準備
- ⑦ 親からの情緒的独立の達成
- ⑧ 結婚と家庭生活の準備

(2) 成人初期（20歳代後半～30歳代）の発達課題

- ① 配偶者への求愛と選択
- ② 配偶者との幸福な生活
- ③ 育児
- ④ 家庭を管理する責任をとる
- ⑤ 就職
- ⑥ 適切な市民としての責任をとる
- ⑦ 社会的ネットワークの形成

(3) 壮年期（40歳以降の成人期）の発達課題

- ① 家庭から社会への子どもの移行に助力する
- ② 成人のレジャー活動の開始
- ③ 配偶者と自分とをそれぞれ一人の人間として結びつける
- ④ 成人としての社会的・市民的責任の達成
- ⑤ 満足すべき職業的遂行の維持
- ⑥ 中年期の生理的変化への適応
- ⑦ 高齢者である両親への適応

(4) 老年期の発達課題

- ① 身体的変化への適応
- ② 退職と収入の変化への適応
- ③ 満足な生活管理の形成
- ④ 退職後の配偶者との生活の学習
- ⑤ 配偶者の死への適応
- ⑥ 高齢の仲間との親和の形成
- ⑦ 社会的役割の柔軟な受け入れ

<ライフステージの各段階における心理学的特徴>

(1) 青年期

青年期は、児童期から成人期への移行期であり、大人とも、子どもとも言い切れない、心理的に揺れ動く時期で、不安定な存在とされている。心理的特徴としては、以下の点が挙げられる。

- ① 成熟の不調和と不安定感
- ② 自我の発見と内面の動揺
- ③ 独立の要求と自己主張、反抗
- ④ 知性の進展と文化的領域への積極的関与
- ⑤ 情緒性の高まりと葛藤、悩み
- ⑥ 友人関係の深化
- ⑦ 人生への開眼
- ⑧ 自我の形成と確立

この中で最も重要なものは、⑧である。青年期に入ると、「自己とは何か？」など、自己に向けた疑問を持ち始め、自己の存在理由の明確化を求めるようになる。外の世界よりも自分の内面へ目を向け始めるのである。

そして、今までの自分を振り返りながら、現在の自己を確立して行くのである。自己を確立することには、自分自身が独立した存在であるという意識や、社会とのかかわりの意識（社会での役割、他者との連帯感、価値観の共有など）を含んでいる。

その過程で、これまで親に庇護されてきた自分には主体性がなく、すべてが他者志向的（他人の評価を軸にして行動する）であることに気付き、自分の存在が希薄になって不安や混乱を生じるのである。そこから、現実の自分や他人に対して疑問や嫌悪が生じてくる。

この疑問や嫌悪こそ、理想とする自分および価値観を形成して行く原動力になるのである。

疑問や嫌悪を感じながらも、理想の自分とはギャップのある現実の自分を受容し、過去の体験と今後経験していくことをすべて自分の一部として受け入れ、好ましいものを誇張せず、好ましくないものを拒否・抑圧したりしないで、ありのままに受容できるようになり、成人期へ移行していくのである。（次号へつづく）



「行政書士の事件簿」

行政書士 鎌田 勝典

12年前に死亡した父の土地・建物等の相続手続きが されないままなのですが…

Q 平成10年に父が死亡し、平成14年に母が死亡しました。子は私と妹、弟の3人です。父が所有していた建物（京都府に所在。土地も所有）には、現在、第一家が住んでいます。父が死んだときにも、母が死んだときにも、遺言書があったという話を聞いたこともなく、他の相続手続きもとられないまま今日に至っています。諸事情で私の生活も苦しくなったので、弟に相続はどうなっているのかを手紙で聞いたのですが、何の返事もありません。もう時効にかかってしまって、どうしようもないのでしょうか？（H子さん）

A 【相続人はいつでも遺産分割を請求できます】

相続が開始すると、被相続人（お父さん及びお母さん）に属していた財産は、相続人（あなたと妹さん、弟さん）が相続することになります。誰が、何を、どのくらい相続するかは、遺言書があればそれに従い、遺言書がない場合は相続人同士の話し合い（遺産分割協議といいます）で決めます。遺産分割協議は、相続人全員が参加することが必要で、協議が成立した場合には、遺産分割協議書を作成し、各自署名捺印（実印で印鑑証明書を添付）が必要です。

遺産分割協議は、通常は四十九日を経過した後に行われるようですが、いつまでに話し合いしなければならないかについては、法律は何の規定もしていませんので、相続人はいつでも遺産分割の請求をすることができます。あなたは弟さん、妹さんに遺産分割協議の申入れを行うことができます。

【他の相続人に内緒で登記変更している場合】

よくもめるのは、遺産である不動産を管理していた相続人（今回の場合は弟さん）が、

他の相続人に内緒で、自分名義に登記したり、売却してしまうケースです。

その結果、他の相続人は相続権を侵害されたこととなりますので、これを救済するために「相続回復請求権」を侵害された者に認めています（民法884条）。これは相続権を侵害した者、あるいはこの侵害から相続財産を譲り受けた第三者に対して、主張できる権利です。この権利は、訴訟によらず、相手方に直接請求することもできます（通常は訴訟による場合が大半ですが）。

相続回復請求権は、相続権の侵害を知ったときから5年、または相続開始（被相続人の死亡）の時から20年経つと、時効によって消滅します。

【まず登記簿謄本を取り寄せる必要】

ご相談のケースは、相続手続きがなされないままになっていると思われそうですが、弟さんが勝手に弟さん名義の登記をしまっている可能性もあります。まずは最寄りの法務局へ行き、京都の該当する地番の土地と建物の登記簿謄本を取り寄せ、所有権がどうなっているのかを調べてみてください。



〇編集後記〇

残暑お見舞い申し上げます。1面の写真は、7月31日(土)に、隅田川花火大会で打ち上げられた、花火です。東京の夜景をみごとに演出していました。「日本一！」と拍手喝さいが送られていました。日本一といえば、最近ある出版社の雑誌戦略が目ざれているようです。まさにこの戦略は、ズバリ「一番誌戦略」。広告、営業、編集各部門の協同、柔軟価

格対応、ターゲットを可能な限り広げる、書店スタッフの協力獲得作戦など、考え抜かれたものとのことですが、何よりも、新たな市場を生み出すために、「本気でチャレンジを続ける風土」が問われていたとしています。何も一番でなくともという向きもありますが、不景気克服へ、その意気に学びたいと思います。猛暑の続く中みなさまも御自愛のほどを。(N)